



平成 26 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 **株式会社 イチケン**  
代表者名 代表取締役社長 土谷 忠彦  
(コード番号 1847 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長 渡辺直之  
(TEL. 03-3845-8096)

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 361 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、下記のとおり、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションを発行することを、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 88 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社は、株価上昇によるメリットと株価下落のリスクを株主と共有することにより取締役の業績向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、平成 17 年より取締役退職慰労金制度を廃止し、代わりに取締役に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

なお、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会におきまして、通常取締役報酬とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に取締役に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の上限を年額 30 百万円とすることにつき、承認いただいております。

#### 2. 提案の内容

株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりとします。

##### (1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（但し、社外取締役を除きます。）

なお、本総会の取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合、付与の対象となる取締役は 4 名となります。

##### (2) 新株予約権の総数

本議案承認の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の上限を 60 個とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本議案承認の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の行使により発行または移転する株式の種類は当社普通株式とし、その数の上限を当初 60,000 株とします。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を当初 1,000 株とし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数について調整し、調整の結果生じる 1 株未満の株式についてはこれを切り捨てるとともに、かかる調整に基づき、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式数についても調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換または株式移転を行う場合、その他未行使の新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数について調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとします。

(4) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の市場価格及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとします。

(5) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えにする払込金額は、前号により算出される新株予約権の公正価額相当額とします。但し、これを新株予約権の割当を受けた取締役（以下、「新株予約権者」といいます。）の当社に対する報酬請求権をもって相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとします。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに発行もしくは移転すべき株式数を乗じて得られる金額とします。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）は、本総会の日翌日から 20 年間の期間内で、取締役会の決議により決定するものとします。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(9) 権利行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」といいます。)から1ヶ月間、かつ権利行使期間内に限り、新株予約権を行使できるものとします。

また、上記の定めにかかわらず、権利行使期間の満了する日の翌日の1ヶ月前の応当日に至るも権利行使開始日を迎えなかった新株予約権者は、当該応当日から権利行使期間の満了する日までの期間において新株予約権を行使することができるものとします。

②新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、その理由の如何にかかわらず、新株予約権を喪失するものとします。

③新株予約権の一部の行使はできないものとします。

④新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認められるものとします。

⑤その他の権利行使に関する条件については、取締役会の決議により決定するものとします。

(10) その他

新株予約権の募集事項及びその他の細目事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

以 上